

金沢市俵芸術交流スタジオ条例施行規則の制定（案）の概要

1 制定の趣旨

本市では、音楽、演劇等の練習、制作及び発信の場並びにこれらを通じた市民相互の交流の場として利用に供することにより、芸術文化の振興と周辺地域の活性化に資するため、金沢市俵芸術交流スタジオを設置することとし、「金沢市俵芸術交流スタジオ条例」を平成 29 年度金沢市議会 3 月定例月議会に上程しています。

条例の制定に伴い、金沢市俵芸術交流スタジオ条例施行規則を制定し、スタジオの使用の申請、入館の制限等必要な事項を定めます。

2 制定の内容

(1) スタジオの使用の申請（条例第 6 条関係）

申請書の様式、受付期間等を定めます。受付期間は、使用日の 3 か月前の日の属する月の初日から使用日の前日までとします。

(2) 使用料の減免（条例第 10 条関係）

使用料の減免を受けようとする場合の申請書の様式を定めます。

(3) 入館の制限

館長は、風紀を乱し、又は乱すおそれがある者などに対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることができることとします。

(4) 使用者の遵守事項

スタジオの使用に当たっては、許可を受けないで物品の販売等をしないことなど、使用者の遵守事項について定めます。

3 施行期日

条例の施行の日（平成 30 年 5 月を予定）

《参考》金沢市俵芸術交流スタジオの概要

(1) 施設の概要

- ① 位 置：金沢市俵町へ乙 22 番地
- ② 施 設：スタジオ、レコーディングルーム、広場等

(2) 施設の使用

- ① 使用時間：午前 9 時から午後 10 時まで（広場は、午後 6 時まで）
- ② 休 館 日：月曜日（祝日の場合は、直後の平日）、12 月 29 日から 1 月 3 日まで
- ③ 使 用 料：1 回 2 時間（広場は終日）単位